

平成 27 年度 上里町新コミュニティバス（仮称）運行業務事業者選定

プロポーザル実施要項（案）

平成 27 年 7 月 8 日

上里町

1. 目的

上里町は、上里町地域公共交通活性化協議会において策定された上里町新コミュニティバス（仮称）実施計画に基づき、上里町新コミュニティバス（仮称）運行業務の事業者をこの要項により公募する。

なお、上里町における地域公共交通事業の趣旨を十分に理解し、地域住民および利用者の安全性と利便性を実現し、かつ効率的に業務を運行できる事業者を選定するため、選定方法は公募型プロポーザル方式によることとする。

プロポーザル方式においては、安全確保、円滑な業務、経費、利用者拡大、利便性向上および環境への配慮などを総合的に比較検討し最適な事業者の選定を行うことを目的とする。

2. 業務名

平成 27 年度 上里町新コミュニティバス（仮称）運行業務（以下、運行業務という）

3. 業務概要

運行業務の業務概要は次のとおりとする。

- ・ 運行管理に関すること
- ・ 運賃徴収、1 日券発行に関すること
- ・ 車両の維持管理に関すること
- ・ 運転者の確保、労働環境に関すること（1 車両 1 人乗車）
- ・ 予備車両の確保、維持管理に関すること
- ・ バス停留所標識の維持管理に関すること
- ・ 利用状況の調査に関すること
- ・ 利用促進策に関すること
- ・ 緊急時の処理業務に関すること
- ・ 国庫補助の手続きに関すること
- ・ 運行期間前の運行準備に関すること
- ・ その他バスの運行に必要な一切の業務に関すること

※運行業務詳細については、別に定める「上里町新コミュニティバス（仮称）運行業務仕様書」（以下、仕様書という）を基本とするが、協定締結の際には上里町と運行事業者と協議の上詳細を定めるものとする。

4. 業務期間

協定締結の日から平成 33 年 3 月 31 日まで

(運行期間は平成 28 年 3 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで)

※平成 28 年度以降については、その前年度までにおける業務実績等を考慮のうえ、年度毎に協議を行い、年度毎に事業実施に関する協定書を締結する。

5. 運行区域

上里町内とする。

※運行区域詳細については、仕様書のとおり

6. 路線の概要

運行区域、系統、経路および停留所については仕様書のとおりとする。ただし、協定締結時または協定締結後において、経路および停留所については調整（営業所、車両待機場場などを考慮し、起点を協議することを含む）を行うことがある。

7. 運行方法

道路運送法第 4 条による乗合バス運行とする。

8. 事業内容

別添運行業務仕様書のとおりとする。

9. 運行経費の負担

(1) 負担の方法

別添運行業務仕様書のとおりとする。

(2) 運行経費

別添運行業務仕様書のとおりとする。

(3) 運行経費上限額

253,600,000 円（消費税・地方消費税相当分を含めず）

※運行経費上限額は業務期間における業務経費の総額とする。

※当該経費の範囲内で提案を行うこと。

10. 運行事業者の要件

次の要件をいずれも満たす運行事業者であること

①国税及び地方税を滞納していない運行事業者であること。

②破産法の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法の規定に基づく再生手続きの申立て又は会社更生法に基づく更正手続開始の申立てがなされていない運行事業者であること。

③一般旅客自動車運送事業者の実績を有すること。

④「仕様書」を遵守すること。

⑤定時、定路線、有償による運行となるため、道路運送法の規定に係る一般乗合旅客事業者運送事業の許可基準に準ずる設備や体制が整っていること。

⑥運行開始日前までに、業務遂行に必要な各種法令に基づく許可、認可、免許等を有してい

ること、もしくは有することが確実なこと。ただし、協定を締結した一般旅客自動車運送事業者が、道路運送法第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けていない場合は、運行開始3ヶ月前までに許可を得なければならない。

- ⑦上里町または近隣に事業所または営業所（運行管理者および整備管理者が常駐する）を有していること。もしくは、運行開始前までに上里町または近隣に事業所または営業所を有することが確実であること。

※近隣とは、児玉郡市内の市町及び深谷市、熊谷市及び群馬県藤岡市、高崎市、玉村町、伊勢崎市のことを指す。

- ⑧本公告から運行事業候補者決定までの間に、上里町において指名停止又は指名除外の措置を受けていないこと。

※上記の要件の有無にかかわらず、次に該当する者は、運行事業者になることはできない。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する処分を受けている者又はその構成員の統制下にある者
- ・無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に規定する処分を受けている者又はその構成員の統制下にある者

11. 業務提案書等の提出

（1）参加表明書

参加の意思がある者は、様式2に必要事項を記入の上、下記により提出すること。

①提出期限

平成27年7月24日（金）17時まで（必着）

②提出場所

上里町役場総合政策課（上里町役場3階）

③提出部数

1部

④提出方法

持参又は郵送（書留に限る）での提出

（2）業務提案書等

参加表明をした者は、様式3から様式7に必要事項を記入、添付の上、下記により提出すること。

①提出期限

平成27年7月30日（木）17時まで（必着）

②提出場所

上里町役場総合政策課（上里町役場3階）

③提出部数

10部

④提出方法

持参又は郵送（書留に限る）での提出

12. 業務内容についての質問および回答

本業務の提案に係る問い合わせがある場合は、「質問書（様式1）」を提出する。なお、質問への回答内容は、メールにて連絡する。

①提出期限

平成27年7月16日（木）17時まで（必着）

②提出先

上里町役場総合政策課

メールアドレス sousei@town.kamsiato.saitama.jp

ファックス番号 0495-33-2429（代表）

③提出方法

メール又はファックスでの提出とする（必ず送信後、電話にて確認すること）。

④回答方法

提出された質問に対する回答は、平成27年7月21日（火）午後5時までに、全社に対し、メールにて回答する。

13. 運行事業者選定方法

提出された書類を基に、経済性（見積金額）だけでなく、安全性、サービス性、地域性の観点から評価する。

（1）書面審査

プレゼンテーション審査に先立ち、書面審査を実施する。提出された業務提案書等の不備や参加資格要件の確認を行う。書面審査合格者には、平成27年7月31日（金）午後3時までに、電話にて連絡する。

（2）プレゼンテーション審査

上里町は運行事業候補者の選定に係る選定委員会を設置し、下記によりプレゼンテーション審査を行い、運行事業候補者を選定する。

①実施日時

平成27年8月中旬ないし下旬を予定

②実施場所

上里町役場・会議室

※提案者ごとの集合時間、集合場所については、別途通知する。

③実施方法

運行事業者によるプレゼンテーション（業務提案書等の説明）および選考委員によるヒアリングを行う。

※パワーポイントなどの使用は認めない。追加資料についてはA4またはA3で10枚程度まで認める。

④選考基準

選考基準については、別紙参照。

⑤審査結果の通知

プレゼンテーション審査の結果は、審査終了後に業務提案書の提出者全員に通知する。ただし、選定における評価、審査内容の詳細については公開しない。

14. 本業務運行資格の失格条項

- ①10. 運行事業者の要件を満たさない、または、満たさなくなった運行事業者
- ②各書類の提出期限に遅れた場合
- ③審査結果に影響を与える不正および故意の工作があった場合
- ④提出書類、ヒアリング内容について虚偽があった場合
- ⑤その他、適正な審査を妨害することがあった場合

15. 協定書の締結

上里町は、運行事業者候補者として選定された者と運行業務仕様書と業務提案書等の内容を基本として、事業実施についての協議と調査を行い、協定書を締結する。ただし、選定された業務提案書等の内容及び協議結果によって、運行業務仕様書の一部を変更した上で、協定書を締結する場合がある。

16. 留意事項

- ①公募に係る説明会は開催せず、質問書（様式1）により疑問点に対応する。
- ②提案書の作成及び提出など選定に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- ③提出期限後における提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提出された参加確認書及び提案書等は返却しない。

17. 問い合わせ先

上里町役場総合政策課・担当須永（上里町役場3階）

住 所：埼玉県 児玉郡 上里町 大字七本木5 5 1 8

T E L：0 4 9 5－3 5－1 2 2 1

F A X：0 4 9 5－3 3－2 4 2 9

E m a i l：sousei@town.kamisato.saitama.jp

選 定 基 準

運行の安全確保、円滑な業務について (40点/100点)	
地域の公共交通を担う業務であることから、安全性の確保については最重要項目としている。安全性の確保、円滑な運行を図るために、評価項目は以下のとおりとする。 ・ 類似業務の実績 ・ 予備車両状況 ・ 運転手の確保状況 ・ 運転手の健康管理体制 ・ 国土交通省による処分状況（事故発生状況） ・ 事故または災害発生時の対応体制 ・ 損害賠償責任能力 ・ ISO39001（道路交通安全マネジメントシステム認証）などの取得の有無 など ・ 運行業務体制 ・ 車両整備体制 ・ 飲酒運転防止への取組 ・ 運行の安全に対する取組 ・ 事業所または営業所の位置	40点
利用者への対応について (25点/100点)	
公共交通を維持、確保していく上で、利用者数が一定以上いることが最低条件となる。快適な利用環境に直結する利用者への対応は重要となる、また、主たる利用者が交通弱者であると考えられるため、評価項目は以下のとおりとする。 ・ 運転手への教育体制（マナー向上など） ・ 利便性向上への取組 ・ 高齢者、障害者、子どもなど弱者への配慮、教育体制、取組 ・ 利用者への情報提供への取組 ・ 利用者の増加策への取組 ・ 苦情への対応体制 ・ ドライブレコーダーの設置 など	25点
価格について (25点/100点)	
見積金額およびその内訳について評価を行う。	25点
上里町新コミュニティバス（仮称）への提案、その他 (10点/100点)	
利便性の向上を図っていくために、乗継性の向上、利用者への周知や分かりやすい時刻表など運行事業者の経験や知恵を提案してもらうために、この評価項目を設定した。 ・ 鉄道、基幹ルート、支線ルートのネットワーク構築（結節）への提案 ・ 緊急時（道路混雑、工事、イベント等）への対応体制 ・ その他の提案	10点

※取組については他市町村での取組、または本業務における取組案。

※ネットワーク構築については主に時刻表を指す、ルート、バス停留所については大きく変更しないこと。